

令和6年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	健康福祉部 長寿福祉課 長寿福祉係 (0244-24-5239)	南相馬市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業(住宅改修支援事業)	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/fukushi_kaigo/3/4757.html	バリアフリー化	補助金	改修工事に要した総費用(限度額20万円)の9割を助成 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③床・通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥全各号の改修に附帯して必要になる住宅改修	住宅改修の必要があると認められる60歳以上の高齢者(介護認定を受けた者を除く)で、生計中心者の所得が児童手当所得制限以下の方
南相馬市	建設部 下水道課 整備係 (0244-24-5273)	浄化槽設置整備事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/suido_gesuido/3/9177.html	環境対策	補助金	●設置費補助 (1)の場合 / (2)の場合 / (3)の場合 5人槽 : 33万2千円 / 16万6千円 / 33万2千円 7人槽 : 41万4千円 / 20万7千円 / 41万4千円 10人槽 : 54万8千円 / 27万4千円 / 54万8千円 ※汚水処理未普及解消に繋がらない場合は補助の対象外となる(例: 合併処理浄化槽を使用していた者が再度合併処理浄化槽を設置する場合。事務所等を新築する際に合併処理浄化槽を設置する場合。等) ●撤去費補助 (1)又は(3)の③の場合9万円~12万円 ※すべて撤去する場合のみ該当 ●配管工事費補助 (1)に該当し単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から切替える場合 上限額: 30万円(30万円に満たない場合は、配管工事に要する額を補助) ※増改築が伴う場合は対象外 ●単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用への補助 (1)に該当し単独処理浄化槽を雨水貯留槽等へ再利用する場合 上限額: 9万円	(1)単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に切替をする方 (2)住宅の新築に伴い、合併処理浄化槽を設置する方 ※(1)、(2)の対象区域: 次の区域を除く市内全域 ①公共下水道計画予定区域 ②農業集落排水処理区域 ※(1)、(2)の補助対象浄化槽: ○環境配慮型浄化槽 (3)次のいずれかに該当し、低炭素社会対応型合併処理浄化槽を設置する方 ①災害危険区域又は移転促進区域から、これらの区域外に移転し、住宅等を建築する方 ②建物全壊、大規模半壊又は半壊したため、新たに住宅等を建築する方 ③東日本大震災に伴い使用不能になった浄化槽又はくみ取り便槽の入れ替をする方 ※(3)の対象区域: 次の区域を除く市内全域 ①公共下水道計画予定区域 ②農業集落排水処理区域 ③災害危険区域 ④移転促進区域
南相馬市	建設部 下水道課 整備係 (0244-24-5273)	南相馬市排水設備設置工事資金融資あっせん及び融資金融機関に対する利子補給		環境対策	利子補給	●排水設備設置工事資金融資あっせん 既設のくみ取り便所(浄化槽を含む。)を水洗便所に改造する工事及び同時に施工するその他の工事をしようとする者に対し、排水設備設置工事資金の融資をあっせんする。 限度額: 1工事につき70万円 ●融資金融機関に対する利子補給 利子補給金は、融資金融機関が借入申込者に対し資金を貸し付けた場合、当該融資金融機関に対して交付する。 資金の貸付けに係る当該融資金融機関に対する利子補給期間は、56月以内とする。	(1) 下水道法第2条第8号及び南相馬市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第2条に規定する処理区域内における建築物の所有者又は占有者。 (2) 市民税等、下水道事業受益者負担金、下水道使用料、農業集落排水事業受益者分担金、農業集落排水処理施設使用料及び水道料金を滞納していない。 (3) 市内に住所を有し、市民税所得割額を納付する連帯保証人が1人いる。

※詳細については、各担当課の窓口にご直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係 (0244-24-5248)	自家消費型太陽光発電促進支援事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/admin/machidukuri_sengen/3/5579.html	省エネルギー化	補助金	<p>(1) 住宅用太陽光発電システム ※住宅用蓄電池システムまたはV2Hと同時申請のみ対象。 ※FITを使用している場合には10kW未満であること、公称最大出力の合計値に1kWあたり3万円を乗じて得た額。5kW(15万円)が上限。</p> <p>(2) HEMS(家庭用エネルギーシステム) 設置費用の1/2。3万円が上限。</p> <p>(3) 住宅用蓄電池システム 公称最大蓄電容量の合計値に1kWあたり2万5千円を乗じて得た額。10kWh(25万円)が上限。</p> <p>(4) V2H(電気自動車充電設備) 本体購入費用の1/5。15万円が上限。</p>	<p>(1) 共通 ①自ら居住する南相馬市内の住宅に対象機器(未使用品)を設置する方。 ②市内に住所を有する方。(市内に住民票をお持ちの方) ③市税の滞納がない方。 ④過去に南相馬市から同じ補助対象機器に対する補助金を受けていない方。(ただし、東日本大震災により太陽光発電システムを滅失した方を除く。) ⑤設置した機器に係わる費用等の支払いが完了している方。 (2) 住宅用太陽光発電システム ①固定価格買取制度(FIT)を使用している場合は10kW未満であること。(太陽光モジュールの公称最大出力の合計またはパワーコンディショナの定格出力が10kW未満) ②申請する建物の敷地内に自家消費の用途で設置したものかつ建築基準法第2条第1項に規定する建築物の屋根または屋上に設置するものであること。 ③蓄電池またはV2Hと併せて申請すること。 ④電力受給契約開始日または同時に申請する蓄電池、V2Hの設置完了日の、いずれか早い日から180日以内の申請であること。 (3) HEMS ①エコネットライト企画を標準インターフェイスとして搭載しているもの。 ②住宅内の電力使用量を計測して、電力使用状況が表示できること。 (4) 住宅用蓄電池システム ①設置用のリチウムイオン蓄電池のもの。 ②公称最大蓄電容量が1kW以上のもの。 (5) V2H ○電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの。</p>
南相馬市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0244-24-5253)	南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/17/1730/17301/1/14951.html	同居対応	その他	<p>市では、「多世代同居世帯・近居世帯・多子世帯・移住定住世帯」の本市への定住の促進し、地域を活性化するため、奨励金を交付します。</p> <p>(1) 多世代同居世帯 子、子の父母、子の祖父母・曾祖父母の3世代以上が同じ住宅に居住する世帯(注意)登記の所有権の権利者が、当該多世代同居世帯員のいずれかを含むこと</p> <p>(2) 近居世帯 親子と子の祖父母が居住する住宅の最短直線距離が約1000メートル以内にある世帯(注意)登記の所有権の権利者が、当該近居世帯員のいずれかを含むこと</p> <p>(3) 多子世帯 同居する18歳以下の子が3人以上の世帯</p> <p>(4) 移住定住世帯 転入後5年以内に住居を取得し、居住する夫婦で、夫婦のいずれかが満43歳未満の世帯</p> <p>奨励金(基礎額) 新築住宅:100万円(定額) 中古住宅:100万円(定額) 加算金 ①特定区域加算:25万円(定額) (旧避難指示区域で住宅取得した場合) ②移住定住加算:25万円(定額) (転入後から5年以内に住宅を取得した場合) ③空き家解体加算:50万円(定額) (空き家を解体し、その敷地に新築住宅を取得した場合) ※県外からの転入者で、福島県「来てふくしま住宅取得支援事業」の対象要件を満たす場合、県の補助金(最大80万円)が加算されます。</p>	<p><交付条件> ①令和4年4月2日以降に登記・売買をしていること ②対象世帯のいずれかにあてはまること ・南相馬市民として5年以上住み続けること ・取得した住宅に住民票を異動し、居住していること ・市税の滞納がないこと(転入者の場合は前居住地の市区町村税の滞納がないこと) ・世帯員が暴力団員等ではないこと ・以前に同奨励金を受けていないこと ・地元自治会(隣組)に加入すること</p>

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0244-24-5253)	南相馬市空き家活用推進事業 補助金	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/17/1730/17301/1/14958.html	空き家	補助金	市では、空き家の積極的な活用を促進するため、空き家を改修する空き家活用者又は空き家所有者に対し、補助金を交付いたします。 <対象者> (1) 空き家活用者 空き家バンクに登録されている空き家を活用しようとする人 (2) 空き家所有者 空き家バンクに登録されている空き家の所有者の人 (申請には、条件があります。) <補助金額> (1) 基礎額 最大 100万円 (補助率1/6) (注意) 30万円以上の改修工事であること (2) 加算金 特定区域加算金 最大 25万円 (補助率1/12) 多子加算金 最大 25万円 (補助率1/12) 新増加算金 最大 25万円 (補助率1/12) 就農加算金 最大 25万円 (補助率1/12) 移住加算金 最大 25万円 (補助率1/12) (3) 家財処分費補助 最大 20万円 (実費5万円以上対象)	<対象事業> ①空き家が「南相馬市空き家・空き地バンク」に登録されていること ②内外装や台所、トイレ、浴室、洗面所等の水廻りを対象とした一般的な改修、リフォーム等であること(増築、改築又は外構工事等の居住と関わらない工事を除く) <交付条件> ①空き家活用者または空き家所有者であること ②改修した空き家に定住すること。(活用者の場合) ③地域自治会(隣組)に加入し、又は加入する見込みがあること。 ④改修した空き家に居住する者が、空き家の所有者又は所有者の3親等以内の親族に該当しないこと。 ⑤税に滞納がないこと。 ⑥改修等は、補助金の交付決定日以降に着手し、令和6年3月31日までに完了すること。 ⑦改修等の実施について、所有者の承諾を得ていること。 ⑧空き家には、居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、風呂等を備えていること(改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。) ⑨改修及び家財処分については市内業者を利用すること。 ⑩改修する空き家は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に違反していないこと又は行政庁から違反指導を受けていないこと。 ⑪世帯員のいずれもが暴力団員等(南相馬市暴力団排除条例(平成24年南相馬市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと <申請期限> 交付申請…空き家の改修工事前(契約日前)まで 実績報告…交付申請書に記入した工期完了日まで(ただし、事業期間 令和6年3月31日までに実績報告を提出してください)
南相馬市	建設部 建築住宅課 建築営繕係 (0244-24-5255)	南相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/ju-taku-tochi_petto/2/8751.html	耐震化	その他	旧基準法で建築された木造住宅において、地震に対する住宅の安全確保と向上を図るため、耐震診断を希望する申込者に対し、耐震診断者を派遣し耐震診断を実施するためのもの 一診断につき 自己負担金 7,000円	次の全ての要件を満たす住宅(物置等付属建物を除く) ①対象住宅の所有者、借家及び購入予定者で、市税等の滞納のない方 ②昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅(併用住宅の場合は住宅の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの) ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組み壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④過去にこの制度による耐震診断を受けたことのない住宅
南相馬市	建設部 建築住宅課 建築営繕係 (0244-24-5255)	南相馬市木造住宅耐震改修支援事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/ju-taku-tochi_petto/2/8777.html	耐震化	補助金	①一般耐震改修工事…上部構造評点を1.0以上に改修する工事 一般耐震改修工事費の4/5以内かつ100万円以内 ②簡易耐震改修工事…上部構造評点を0.7以上1.0未満に改修する工事 簡易耐震改修工事費の4/5以内かつ60万円以内 ③部分耐震改修工事…寝室など部分的な居室の改修する工事 部分耐震改修工事費の4/5以内かつ60万円以内 ④現地建替え工事…公衆用道路等に面している住宅の建替え工事 現地建替え工事費の4/5以内かつ100万円以内 ※1,000未満の端数があるときは切り捨てた額 加算金として、耐震改修工事及び現地建替え工事について、工事費用の1/10(上限20万円)加算。	次の全ての要件を満たす住宅(物置等付属建物を除く) ①対象住宅の所有者、借家及び購入予定者で、市税等の滞納のない方 ②昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅(併用住宅の場合は住宅の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの) ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組み壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていない建物 ⑤翌年1月末までに、耐震改修工事及び現地建替え工事が完了するもの
南相馬市	建設部 建築住宅課 建築営繕係 (0244-24-5255)	南相馬市ブロック塀等安全対策促進事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/ju-taku-tochi_petto/2/15636.html	耐震化	補助金	ブロック塀等の取り壊し、改修または建替えのための経費、取り壊した廃棄物の運搬及び処分のための経費の1/2(上限15万円)	次の全ての要件を満たす市内に存するブロック塀等 ①対象ブロック塀等の所有者(個人)で、市税等の滞納のない方 ②公衆用道路等に面し、地震等により倒壊のおそれがあるもの ③道路面からの高さが1メートル以上であるもの ④建築基準法施行令(第61条または第62条の8の規定)に適合するもの、または昭和56年5月31日以前に築造されたもの ⑤ブロック塀等(コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組構造の塀)※門扉、門柱は対象外 ⑥翌年1月末までに、安全対策工事が完了するもの ⑦市税等の滞納のない方

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	建設部 建築住宅課 建築営繕係 (0244-24-5255)	南相馬市屋根耐風改修事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/17/1730/17302/1/15628.html	防災対策	補助金	①改修に要する費用×23%（上限55万2千円） ※改修に要する費用は、屋根面積に1平方メートル当たり2万4千円を乗じた額又は240万円のいずれか低い額を限度とする。 ②市加算金：1千円/㎡×屋根面積（上限10万円） ①に②を加算した額が補助額	次の全ての要件を満たす建築物 ①瓦屋根が地震等で被災した建築物（罹災証明書：要） ②改修後、屋根全体が国の告示基準（令和4年1月1日施行）に適合するもの ③市内に存する建築物
南相馬市	建設部 建築住宅課 建築営繕係 (0244-24-5255)	南相馬市既存住宅状況調査技術者派遣事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/jutaku_tochi_petto/2/8756.html	その他	その他	東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により避難をされた市内の既存住宅の所有者が当該住宅の劣化状況等の調査を希望する場合には、既存住宅状況調査技術者を派遣するもの。既存住宅状況調査技術者の派遣に要する費用のうち、上限150千円を市が負担。	次の全ての要件を満たす住宅 ①所有者が帰還等する予定の市内に存する一戸建て住宅（併用住宅の場合は住宅の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの） ②避難以降居住していない住宅 ③過去にこの制度による既存住宅状況調査を実施していない住宅
広野町	建設課 都市計画係 (0240-27-4161)	広野町木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/point.html	耐震化	その他	昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造住宅の耐震診断にあたり診断者を派遣する	・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る）であるもの ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下の住宅 ・広野町耐震改修促進計画に定める重点区域等にある住宅 ・過去にこの要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
広野町	建設課 都市計画係 (0240-27-4161)	広野町木造住宅耐震改修支援事業	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/	耐震化	補助金	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅に対し、耐震改修工事に要する費用を補助	・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る）であるもの ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅で在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下のもの ・平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。
広野町	建設課 都市計画係 (0240-27-4161)	広野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	http://www.town.hirono.fukushima.jp/ijyu/005.html	環境対策	補助金	浄化槽設置に伴う補助限度額 ・5人槽：332,000円 ・6～7人槽：414,000円 ・8～10人槽：548,000円 単独処理浄化槽又は汲取便槽の撤去に要する費用（9万円限度）	・下水道法認可を受けた事業計画に定められた区域外及び農業集落排水事業の事業認可を受けた区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。 以下に該当する者に対しては補助金を交付しない。 ・浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 ・販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者 ・浄化槽を継続的に使用しない者 ・無登録又は無届出の浄化槽工事者の設置工事により浄化槽を設置した者
広野町	建設課 都市計画係 (0240-27-4161)	広野町個人住宅改良支援事業補助金	http://www.town.hirono.fukushima.jp/ijyu/005.html	その他	補助金	改良工事の金額に100分の10を乗じて得た額（当該乗じて得た額が20万円を超えるときは、20万円）とする。	・町の区域内に住居基本台帳に記載された住所を有する個人 ・個人住宅の所有者本人又はその親族であり、かつ、当該個人住宅に居住している者 ・個人住宅の改良を行う者及びその者と同一の生計を営む者が町税及び町に係る分担金、負担金、使用料等を滞納していないもの ・補助の対象となる住宅は、この要綱又は他の法令等による補助の対象となつたことのない個人住宅とする。 ・補助の対象となる改良工事は、町内施工業者が行う金額が10万円以上の改良工事 ・併用住宅及び併存住宅の改良工事で、当該工事箇所が個人住宅部分だけでなく非個人住宅部分も含む場合は、当該工事箇所に係る個人住宅部分の床面積を当該工事箇所に係る全体の床面積で除して得た値に、当該改良工事の金額を乗じて得た額をもって、補助の対象となる改良工事の金額とする。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
広野町	復興企画課 企画振興係 (0240-27-1251)	広野町住宅等用新エネルギーシステム設置費補助金	https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/sumai/1001540/1001833.html	省エネルギー化	補助金	○太陽光発電システム：上限240,000円【60,000円×最大出力数kW(最大4kW)】 ○太陽熱高度利用システム：上限60,000円【設置費用の1/10】 ○太陽熱利用温水器システム：上限30,000円【設置費用の1/5】 ○ペレットストーブ：上限50,000円 ○蓄電池システム：上限300,000円【60,000円×最大出力数kW(最大5kW)】 ※1,000円未満切捨	【対象者】 ・自ら居住する若しくは居住しようとする町内の住宅(店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)若しくは共同住宅にシステムを設置する者又は居住しようとする町内のシステム付き住宅を購入する者。 ※加えて、次に掲げる要件を満たすこと。 ・町税を滞納していないこと。 ・以前に同一のシステムに対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。 ・太陽光発電システムを設置する場合は、申請年度又は前年度に電力事業者と電力需給契約を締結すること。 【交付要件】 補助金の交付はシステムの種類ごとに、1世帯又は1共同住宅設置者につき1回限り。
広野町	復興企画課 企画振興係 (0240-27-1251)	広野駅東ニュータウン住宅用地取得支援事業補助金		住宅新築・取得	補助金	広野駅東ニュータウン住宅用地を居住するために取得した子育て世帯及び若年夫婦世帯に対し、予算の範囲内で用地取得に要する経費の一部を助成します。 補助金額3,000,000円	(1) 定住するための住宅用地を取得した子育て世帯又は若年夫婦世帯であること。 (2) 取得した住宅用地に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第59条第4号に掲げる登記に係る権利の権利者の氏名が世帯員のいずれかであること。 (3) 補助対象者及び世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。 (4) 補助対象者及び世帯員全員が、広野町暴力団排除条例(平成26年広野町条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。 (5) 世帯員が、以前にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。 (6) 申請する住宅用地が、以前にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。 (7) 帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域である区域又は当該区域であった区域に、平成23年3月11日時点で居住していないこと。
広野町	復興企画課 企画振興係 (0240-27-1251)	広野町移住支援金給付事業における移住支援金		住宅新築・取得	補助金	移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。	ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。 (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。 (ウ) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 平成31年4月1日以降に広野町に転入したこと。 (イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。 (ウ) 広野町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	檜葉町木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.town.naraha.lg.jp	耐震化	その他	木造住宅の耐震診断にあたり耐震診断者を派遣	・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る)であるもの ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下の住宅

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	檜葉町木造住宅耐震改修支援事業	https://www.town.naraha.lg.jp	耐震化	補助金	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅に対し、耐震改修工事に要する費用を補助 上限100万円	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅に対し、耐震改修工事に要する費用を補助 ・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る）であるもの・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅で在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下のもの ・平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	檜葉町ブロック塀等除却・改修助成事業	https://www.town.naraha.lg.jp	耐震化	補助金	基準を満たさないブロック塀において、除却や改修する工事費に要する費用を補助 上限30万円	避難路（国道、県道、町道）に面しているブロック塀等であり、耐震基準を満たさないブロック塀 ・除却費は10/10 ・改修費は1/2または、㎡当たり20,000円の上限
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	赤粉分譲地町外移住者住宅取得奨励金事業	https://www.town.naraha.lg.jp	住宅新築・取得	補助金	町で分譲を実施した赤粉分譲地に、住宅を新築した町外世帯に対し奨励金を交付 奨励金額：100万円	・赤粉分譲地に新築した世帯 ・対象世帯：町外に住民票を有する世帯
檜葉町	こども課 子育て支援係 (0240-23-5515)	檜葉町子育て世帯等住宅取得奨励金事業	https://www.town.naraha.lg.jp	住宅新築・取得	補助金	町内に住宅を新築または購入した子育て世帯に対し、奨励金を交付 奨励金額：100万円	・町内に家を新築又は、新築の建売住宅を購入した世帯 ・対象世帯：子育て世帯（18歳未満の子供がいる世帯）または、若年夫婦（夫婦どちらかの年齢が40歳未満）
檜葉町	保健福祉課 社会福祉係 (0240-23-6102)	檜葉町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業（住宅改修支援事業）	https://www.town.naraha.lg.jp	バリアフリー化	補助金	改修工事に要した総費用（限度額20万円）の9割を助成 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③床・通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥全各号の改修に附帯して必要になる住宅改修	住宅改修の必要があると認められる60歳以上の高齢者（介護認定を受けた者を除く）で、生計中心者の所得が児童手当所得制限限度以下の方
檜葉町	政策企画課 まちづくり係 (0240-23-6103)	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	https://www.town.naraha.lg.jp	省エネルギー化	補助金	再生可能エネルギーの導入促進 ・太陽光パネル ・蓄電池 ・エネファーム それぞれ上限あり	町内の住宅（店舗併用可）
檜葉町	建設課 都市計画係 (0240-23-6106)	檜葉町合併処理浄化槽設置整備事業	https://www.town.naraha.lg.jp	環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置費補助 5人槽471,000円～51人槽以上2,979,000円単 独処理浄化槽撤去費補助 90,000円くみ取り便槽撤去費補助 60,000円 単独処理浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助限度額 300,000円	・公共下水道認可区域外
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	檜葉町危険空き家等除却事業補助金	https://www.town.naraha.lg.jp	空き家	補助金	町で特定空き家に認定した家屋を除却する場合、工事費の1/2を補助（上限100万円）	・対象世帯：特定空き家の所有者 ・対象家屋：特定空き家認定された危険空き家
檜葉町	政策企画課 まちづくり係 (0240-23-6103)	空き家改修支援事業	https://www.town.naraha.lg.jp	空き家	補助金	空き家バンクに登録されている空き家を改修する費用を補助する。 上限250万円	対象者：空き家の購入者 対象工事：住宅機能を回復または向上する修繕及び設備修繕
檜葉町	政策企画課 まちづくり係 (0240-23-6103)	移住定住促進賃貸住宅家賃補助金	https://www.town.naraha.lg.jp	住宅新築・取得	補助金	檜葉町に定住する目的とし、最長3年まで民間賃貸の家賃額を補助する。（最大4万円/月額）	対象者：檜葉町に移住する方 民間賃貸住宅を契約している方

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	空き家改修支援事業	https://www.town.naraha.lg.jp	空き家	補助金	空き家バンク等に登録されている空き家を改修する費用を補助する。 上限250万円	対象者：空き家の購入者 対象工事：住宅機能を回復または向上する修繕及び設備修繕
富岡町	企画課 企画政策係 (0240-22-9010)	富岡町家賃低廉化補助金	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/kikaku/kikakusei/saku/oshirase/4522.html	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ○最大 4万円/月 36月まで 戸建ての場合の最低家賃額4万円以上 集合住宅の場合の最低家賃額3.6万円以上	【対象者】 貸主 ※要綱に定める条件あり【対象住宅】 物件の登録を行った建物
富岡町	企画課 企画政策係 (0240-22-9010)	富岡町空き家改修費等補助金	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/kikaku/1328.html	空き家	補助金	【補助額】 ○戸建て住宅（空き家）の貸主の了解のもと、借主が実施する当該住宅の改修・片付けにかかる費用のうち30万円を超える経費について最大250万円の補助	【対象者】 借主への補助 【対象住宅】 貸主による物件の登録がなされた物件 ※その他要綱に定める条件あり
富岡町	企画課 企画政策係 (0240-22-9010)	富岡町空き家片付け費用補助金	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/kikaku/1328.html	空き家	補助金	【補助額】 ○最大 50万円 自ら所有する戸建て住宅（空き家）を帰還・移住者に貸し出すにあたって実施する片付け費用のうち5万円を超える経費	【対象者】 物件の登録を行った貸主 片付けは業者への委託が必要 家賃低廉化制度の利用をすること
富岡町	企画課 企画政策係 (0240-22-9010)	富岡町賃貸借契約成約奨励金	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/kikaku/1328.html	住宅新築・取得	その他	【奨励金額】 戸建て物件 5万円 旧特定復興再生拠点区域内の場合は10万円 集合住宅（旧特定復興再生拠点区域内の集合住宅の場合のみ）5万円	【対象者】 戸建て物件 家賃低廉化補助金（戸建ての場合のみ）、戸建て住宅（空き家）の改修費等補助を活用した場合、貸主、借主、不動産仲介業者 集合住宅 家賃低廉化補助金（旧特定復興再生拠点区域内の集合住宅の場合のみ）を利用した借主
富岡町	企画課 企画政策係 (0240-22-9010)	住宅用新エネルギーシステム導入支援補助金	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/kikaku/1328.html (掲載期間あり)	省エネルギー化	補助金	【補助額】 太陽光発電設備 最大16万円（4万円×公称最大出力）蓄電池 最大20万円（4万円×公称最大出力） V2H 定額10万円	【対象者】 ・平成29年4月1日以降に設置された設備であり、申請時点で使用されているもの ・申請時に設備が設置されている住宅に居住していること 【太陽光発電設備】 ・公称最大出力が10kW未満であること ・発電した電気が住宅で消費されていること 【蓄電池・V2H】 ・「蓄電池：一般社団法人環境創生イニシアチブ」「V2H：一般社団法人次世代自動車振興センター」に登録されているものであること ・太陽光発電設備と接続されており、FITの適用を受けていないこと ・供給される電力が住宅で消費されていること
富岡町	都市整備課 下水道係 (0240-22-9008)	富岡町浄化槽設置整備事業	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/toshiseibi/1624.html	環境対策	補助金	【浄化槽設置に伴う補助限度額】 ・5人槽：354,000円 ・6～7人槽：436,000円 ・8～10人槽：669,000円 ※既設単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合、又は東日本大震災により使用不可となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合の加算額：100,000円	【対象者】 ・公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業認可区域以外で町長が定める区域内において、現に有するまたは新築される専用住宅賃貸住宅及び併用住宅（ただし延床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅。）に浄化槽を設置しようとする個人が対象（法人は対象外。）

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
富岡町	都市整備課 都市計画係 (0240-22-9008)	富岡町定住化促進対策住宅助成事業	https://www.tonioka-town.jp/soshiki/toshiseibi/1632.html	住宅新築・取得	補助金	富岡町内に定住するために住宅を新築または取得及びリフォームする方に対し費用の一部を助成するために補助金を交付 【補助額】 対象経費の15%又は300万円のいずれか低い額 ※福島県外からの移住者で福島県事業の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」に該当する場合、併せて助成することも可	【対象者】 以下項目すべてに該当する者 ・富岡町に10年以上定住することを誓約する者 ・町内居住届を提出する者 ・取得またはリフォームする住宅の所有権を有する者 ・取得またはリフォームする住宅の固定資産税の納税義務者となる者 ・取得する住宅に定住する世帯全員に徴税等の滞納が無い者
大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 (0240-23-7597)	大熊町ゼロカーボン補助金 (ZEH (戸建て住宅))	https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html	住宅新築・取得	補助金	ZEH基準に適合した住宅建築に対する補助 補助額：対象経費の2分の1 (上限:500万円)	補助要件： 一戸建ての新築住宅であること 自家消費用の太陽光発電が設置されること ZEH基準に適合していること 強化外皮基準を満たす (UA値5地域:0.6 [W/m2K] 相当以下) 再エネを除いて、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 再エネを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減
大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 (0240-23-7597)	大熊町ゼロカーボン補助金 (省エネリフォーム)	https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html	省エネルギー化	補助金	・住宅のエネルギー消費性能の向上に資するリフォーム ・オール電化・外皮性能向上に資する設備 (断熱材、窓 (ガラス/窓枠)、エコキュート、IH、高効率エアコン、温度差エネルギー利用 (地中熱利用ヒートポンプ)) ・物流におけるエネルギー使用量削減 (宅配ボックス) 上記費用等に対する補助 補助額：対象経費の3分の2 (上限：150万円) ※設備費＋工事費	補助要件： 申請者が、町民等または町内事業者等であること 住宅のエネルギー消費性能の向上に資するリフォーム オール電化・外皮性能向上に資する設備 (断熱材、窓 (ガラス/窓枠)、エコキュート、IH、高効率エアコン、温度差エネルギー利用 (地中熱利用ヒートポンプ)) 物流におけるエネルギー使用量削減 (宅配ボックス)
大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 (0240-23-7597)	大熊町ゼロカーボン補助金 (緑化・環境改善)	https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html	省エネルギー化	補助金	町民等または町内事業者等が、町内の自宅または事務所に新たに庭木、植栽等を設置し、二酸化炭素吸収源の増加に資する費用に対する補助 補助額：対象経費の2分の1 (上限：20万円) ※材料費＋運搬費＋工事費	補助要件： 町民等または町内事業者等が、町内の自宅または事務所に新たに庭木、植栽等を設置し、二酸化炭素吸収源の増加に資する場合
大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 (0240-23-7597)	大熊町ゼロカーボン補助金 (太陽光パネル)	https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html	省エネルギー化	補助金	・町民等が、町内の住宅に太陽光パネルまたは蓄電池を設置する費用 ・町内事業者等が、町内の事業所に太陽光パネルまたは蓄電池を設置する費用 上記費用に対する補助 補助額：最大出力 (kW) × 10万円 ※事業用については上限2,000万円	補助要件： 自家消費を目的とするもの 売電しないもの 事業用は併せて自営線を敷設するもの
大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 (0240-23-7597)	大熊町ゼロカーボン補助金 (蓄電池)	https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html	省エネルギー化	補助金	町民等が、町内の住宅に太陽光パネルまたは蓄電池を設置する費用 町内事業者等が、町内の事業所に太陽光パネルまたは蓄電池を設置する費用 1. 定置式リチウムイオン電池 補助額：最大充電量 (kWh) × 10万円 ※上限50万円 2. 可搬式リチウムイオン電池 補助額：最大充電量 (kWh) × 5万円 ※上限50万円	1. 定置式リチウムイオン電池 補助要件：太陽光発電と合わせて設置すること 2. 可搬式リチウムイオン電池 補助要件：EVまたはPHVから充電可能であること

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
大熊町	生活支援課 移住定住係 (大熊町住宅関連補助金受付窓口 0120-985-533)	来て「おおくま」住宅取得等支援事業補助金		住宅新築・取得	補助金	町内に転入し、自ら居住する住宅を取得又は修繕又はその両方する者に対する補助 補助率50% ・新築住宅取得費 最大420万円 ・中古住宅取得費 最大120万円 ・住宅修繕費 最大250万円	【対象者】 (1)補助対象住宅を取得等する者で、自ら居住する移住者であること。 (2)当該補助対象住宅の持分が2分の1以上であること。 (3)事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間に上継続して、補助対象住宅に定住すること。 (4)原則として、補助金交付年度内に町内への移住が完了していること。 (5)平成23年3月11日時点で本町の住民基本台帳に記録されていないこと。 (6)定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、基準日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、令和2年4月1日以降において契約前に移住準備等のため町内に定住した場合は、転入の届出日から基準日までの期間が5年未満であり、かつ、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。 (7)補助対象者及び同一世帯全員が、町税等を滞納していないこと。 (8)補助対象者及び同一世帯全員が、大熊町暴力団排除条例(平成26年大熊町条例第2号)に規定する暴力団員等でないこと。 【対象住宅】 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1)契約を締結した日が令和2年4月1日以降のものであること。 (2)建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令に適合していること。 (3)戸建住宅は、延べ床面積が一般型誘導居住面積水準を満たすこと。 (4)集合住宅は、延べ床面積が都市居住型誘導居住面積水準を満たすこと。 (5)昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得等する場合は、耐震診断を事業完了日までに実施すること。
大熊町	生活支援課 移住定住係 (大熊町住宅関連補助金受付窓口 0120-985-533)	住宅取得等支援事業補助金交付要綱		住宅新築・取得	補助金	平成23年3月11日時点において大熊町に住民票を有し町内へ帰還した者が、自ら居住する住宅を取得又は修繕又はその両方する場合に補助 補助率50% ・新築住宅取得費 最大500万円 ・中古住宅取得費 最大200万円 ・住宅修繕費 最大300万円 ※以下経費を除く ・土地取得費 ・外構工事等に要する経費 ・併用住宅における住宅部分以外に係る経費 ・国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費 ・修繕に要する経費のうち30万円	【対象者】 平成23年3月11日時点において大熊町に住民票を有し町内へ帰還した者で以下に該当する者 (1)補助対象住宅を取得等する者で、自ら居住する帰還者であること。 (2)当該補助対象住宅の持分が2分の1以上であること。 (3)事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間に上継続して、補助対象住宅に定住すること。 (4)原則として、補助金交付年度内に町内への帰還が完了していること。 (5)補助対象者及び同一世帯全員が、町税等を滞納していないこと。 (6)補助対象者及び同一世帯全員が、大熊町暴力団排除条例(平成26年大熊町条例第2号)に規定する暴力団員等でないこと。 【対象住宅】 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1)契約を締結した日が平成31年4月10日以降のものであること。ただし、避難指示解除を見越して契約締結した場合はこの限りでない。 (2)新たに住宅を取得する場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令に適合していること。 (3)戸建住宅は、延べ床面積が住生活基本法に基づく最低居住面積を満たすこと。 (4)集合住宅は、延べ床面積が都市居住型誘導居住面積水準を満たすこと。 (5)昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得等する場合は、耐震診断を事業完了日までに実施すること。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
大熊町	生活支援課 生活支援係 (大熊町住宅関連補助金受付窓口 0120-985-533)	大熊町定住促進賃貸住宅家賃補助金		その他	補助金	補助率50% ・家賃補助 最大40,000円 最長36ヵ月	【対象者】 (1)平成23年3月11日時点で大熊町に住所を有し町内へ帰還した者、又は平成31年4月10日以後に転入した者 (2)帰還又は転入後、5年以上の大熊町への定住が誓約できる者 (3)転入者については就業又は起業する者 (4)不動産流通4団体に加盟する不動産管理業を営む事業者(以下「不動産管理者」という。)が所有又は管理する民間賃貸住宅に入居し、家賃を支払う者 ※以下を除く (1)この要綱に基づき、36月を超える家賃に対する補助を受けている者 (2)対象となる民間賃貸住宅を2拠点居住などの複数拠点居住や別荘として利用する者 (3)対象となる民間賃貸住宅の住居以外の目的使用、転貸、使用権の譲渡を行う者 (4)他の公的制度による家賃補助を受けている者 (5)本人及び同居する世帯員に市町村民税等の滞納がある者 (6)補助対象者及び同一世帯全員が、大熊町暴力団排除条例(平成26年大熊町条例第2号)に規定する暴力団員等である者
双葉町	復興推進課 (0240-330127)	来て「ふたば」住宅取得支援事業	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10274.htm	住宅新築・取得	補助金	【補助金の額】 補助対象経費の1/2 最大150万円 ※福島県「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当する場合は加算あり	【対象者】 ・双葉町に転入した日から5年以内の移住者 【対象経費】 ・住宅の取得費、取得した住宅のリフォーム経費 ※土地取得費、外構工事費、既存物の除去、登記経費、消費税等を除く 【対象住宅】 ・戸建住宅は、延床面積が一般型誘導居住面積水準を満たすもの(単身者55平方メートル、世帯25平方メートル×世帯人数(別途基準あり)+25平方メートル) 集合住宅は、都市居住型誘導居住面積水準を満たすもの(単身者40平方メートル、世帯20平方メートル×世帯人数(別途基準あり)+15平方メートル) ※旧耐震基準(S56.5.31以前)の中古住宅は要耐震診断
双葉町	復興推進課 (0240-330128)	双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10187.htm	省エネルギー化	補助金	(1) 住宅用太陽光発電システム 最大16万円まで補助 ※1キロワットあたり4万円(上限4キロワット) (2) 住宅用蓄電池システム 最大20万円まで補助 ※1キロワットアワーあたり4万円(上限5キロワットアワー) (3) V2Hシステム 最大10万円まで補助 ※設置費用の2分の1が上限 ※パワーコンディショナ内蔵型の場合、パワーコンディショナは対象外 ※申請は、補助対象機器ごとに住宅1戸または1世帯につき1回に限ります。 ※過去に町から補助金の交付を受けている機器は対象外です。	※申請は、補助対象機器ごとに住宅1戸または1世帯につき1回に限ります。 ※過去に町から補助金の交付を受けている機器は対象外です。 【対象区域】 町内の避難指示解除区域および特定復興再生拠点区域 【対象住宅】 次の区分に応じた期間に補助対象機器を設置する住宅(※) (1) 避難指示解除区域 令和2年3月4日以降及び令和4年8月30日以降 (2) 特定復興再生拠点区域 平成29年9月15日以降 ※住宅に付随する建物や住宅の所在する敷地に補助対象機器を設置する場合を含む。 【対象者】 次のすべての要件を満たす方 (1) 申請期間の末日までに対象住宅に補助対象機器を設置する方 (2) 申請期間の末日までに電力会社と電力需給契約を締結する方 (3) 町税等の滞納がない方

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
双葉町	健康福祉課 福祉介護係 (0244-33-0131)	双葉町高齢者等快適住宅改修助成事業	https://www1.g-reiki.net/futaba/reiki_honbun/c585RG00000558.html	バリアフリー化	補助金	在宅の高齢者及び心身に障害を有する者がいる世帯に対し、介護予防の観点から自宅での転倒防止等のため、住宅改修の費用を助成 助成額は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の在宅の対象者が利用する部分の住宅改修に要する対象経費の10分の9以内(ただし、その額が18万円を超えるときは、18万円)	【対象住宅】 ・本町の区域内にある住宅 【対象者】 (1) 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けていない65歳以上の者がいる世帯。 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けているものであって、その障害程度等級が1級又は、2級のもので日常生活を営む上で介助を要する者がいる世帯。 (3) 福島県療育手帳制度要綱(昭和49年児第15号福島県厚生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けているものであって、その障害程度がAのもので日常生活を営む上で介護を要する者がいる世帯。 (4) 町他特に町長が必要と認めた世帯。 【対象経費】 ・玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の在宅の対象者が利用する部分 ※当該対象者向けに実施する改修に限るものとする。
双葉町	建設課 建設係 (0240-33-0129)	双葉町合併処理浄化槽設置事業補助金	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/9840.htm	環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置に要する費用を助成する【補助金限度額】5人槽 332,000円、6~7人槽 414,000円、8~10人槽 548,000円 ※双葉町都市計画下水道事業の事業計画の変更により令和元年11月19日付にて除外された区域の居住者で、かつ、同事業計画の受益者負担金を全額負担した者が設置する浄化槽については上記限度額によらず、町長が認める額	【対象】 個人 【要件】 双葉町都市計画下水道事業の区域外に設置するもので、昭和63年建設省告示第342号の構造基準に定められ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽
双葉町	住民生活課 掃町準備係 (0240-33-0126)	双葉町住宅清掃費補助事業	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/item/13580.htm	その他	補助金	平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示が継続していることで、長期間にわたり維持管理が出来ず汚損等の被害が生じた町内に所在する住宅の清掃に要する経費を支援するもの。 【補助額】 上限額300千円(300千円を下回る場合は、その額を上限額とする。)	【対象者】 ①東日本大震災発生時、双葉町に居住していた者で、再び当該住宅に居住しようとする者 ②町税等の滞納がない者 【対象住宅】 ①避難指示が解除された区域に所在する住宅 ②特定復興再生拠点区域に所在する住宅 【対象経費】 ・清掃業者に依頼して行う住宅の屋内の清掃に要する費用(清掃と同時に実施した改修、修繕、補修等がある場合は、清掃に係る分として認定した費用に限る。)
浪江町	教育委員会事務局 教育総務課 子育て支援係 (0240-34-0252)	浪江町子育て支援家賃補助金制度	https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/12/19831.html	住宅新築・取得	補助金	町内における子育て世帯の定住を目的とし、町内の賃貸住宅に入居する子育て世帯に対して家賃の一部を補助する。 家賃の月額から勤務先の住宅手当等を差し引いた額の2分の1以内を補助。上限は月額3万円。	浪江町に住民登録があり、高校を卒業するまでの子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者)と町内の賃貸住宅に同居、養育し、家賃を支払っている世帯 ※社宅、官舎、寮等の給与住宅や2親等以内の親族が所有する住宅に入居している場合は対象外。 ※公的機関による他の家賃補助制度に申請し、助成の対象となっている場合は対象外。
浪江町	企画財政課 移住推進係 (0240-23-5764)	浪江町移住者向け住宅支援事業補助金	https://iju.mdna.mie.jp	住宅新築・取得	補助金	町内不動産事業者又は相双地方、いわき地方で賃貸住宅管理業の登録を受けて不動産管理業を営む事業者の管理、仲介する賃貸物件に入居する町外からの移住者に対して家賃の一部を補助し、移住・定住を促進する。 ①月額家賃のうち37,000円を超える金額について最大4万円補助 ②最長24カ月	次のすべてを満たすものを対象とする。 ①平成23年3月11日時点で浪江町に住所を有していない者 ②令和5年4月1日以降に浪江町に転入した者 ③転入後、5年以上の定住が誓約できる者 ④相双地方において就業または起業する者(転勤等は除く。) ⑤不動産管理業を営む町内事業者又は相双若しくはいわき地方で賃貸住宅管理業の登録を受けて不動産管理業を営む事業者が管理若しくは仲介する民間賃貸住宅に入居し、家賃を支払う者 ⑥他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ⑦本人及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。 ⑧浪江町暴力団排除条例(平成26年浪江町条例第1号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと。

※詳細については、各担当課の窓口に直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浪江町	企画財政課 移住推進係 (0240-23-5764)	浪江町移住者住宅取得事業補助金	https://iju.mdna.mie.jp	住宅新築・取得	補助金	浪江町へ新規転入に伴う住宅取得(建築又は購入)を支援し、町内への移住・定住を促進する。 ①基礎補助額:対象経費の1/2(最大100万円) ②加算補助額:1件につき、15万円を加算して補助する。 [加算条件] (1)子育て世帯又は若年夫婦世帯であること (2)補助対象者及び世帯構成員のいずれかが町内事業所等に就業していること (3)町内に本店又は支店を有する事業者が建築工事を請け負い、住宅を新築すること	次のすべてを満たすものを対象とする。 ①平成23年3月11日時点で浪江町に住所を有していない者 ②平成29年3月31日以前に浪江町に転入し、住宅の新築又は購入をした者 ③補助対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと ④暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)でない者 ⑤住民基本台帳に登録され、生活の実態があり、継続的(概ね5年以上)に居住する者 ⑥世帯員数に応じて戸建て住宅の一定以上の延べ面積があること。 ⑦補助対象となる住宅を取得した日から起算して4年以内に交付申請した者
浪江町	住宅水道課 料金会計係 (0240-34-0234)	浪江町合併浄化槽設置整備補助	https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/21106.hym1	環境対策	補助金	合併浄化槽の設置に要する費用を助成する。 【補助内容】 5人槽 332,000円 6~7人槽 414,000円 8人槽以上 548,000円 浄化槽撤去 45,000円 ※撤去費用については、単独槽及びびくみとり槽を撤去し、新たに浄化槽を設置する場合 宅内配管工事費 300,000円 ※既存住宅の水回りのリフォーム等により単独処理浄化槽を合併浄化槽へ転換する場合	以下の条件 (1)個人 (2)建築基準法及び浄化槽法に基づく届出を行い設置する浄化槽であること (3)販売目的で浄化槽を設置するものでないこと (4)住宅を借りている場合、賃貸人の承諾を得られていること (5)浄化槽を継続的に使用するもの (6)補助事業期間内に浄化槽を設置するもの (7)登録浄化槽工事業者の設置した浄化槽であること
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に専門家を派遣する。 ※派遣費用は町が負担(別途6千円の自己負担あり)	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にあり、所有者が自ら暮らす住宅 ②所有者が町税等を滞納していないこと ③昭和56年5月31日以前に工事に着手した戸建て住宅 ④在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ⑤過去にこの事業による診断を受けていない住宅
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金		耐震化	補助金	木造住宅の耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅の耐震改修費用を補助する。 ①一般耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大100万円まで ②簡易耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大60万円まで ③部分耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大60万円まで ④現地建替工事 対象工事費の80%かつ最大100万円まで	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にあり、所有者が自ら暮らす住宅 ②所有者が町税等を滞納していないこと ③昭和56年5月31日以前に工事に着手した戸建て住宅 ④在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ⑤耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅 ⑥補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了する住宅 ⑦建築基準法等法令に違反していない住宅 ⑧過去にこの事業による補助金の交付を受けていない住宅
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町既存住宅状況調査技術者派遣事業		その他	その他	原発事故による避難以降居住していない個人住宅の状況調査に技術者を派遣する。 ①15万円まで町が負担	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にある平成23年3月11日以前に建築された戸建て住宅 ②平成23年3月11日以降、何人も居住していない住宅 ③所有者が帰還し居住する、又は賃貸する若しくは売却する予定の住宅 ④申請者に町税等の滞納がない住宅 ⑤過去にこの事業による技術者の派遣を受けていない住宅
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町個人住宅再建支援事業補助金	https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/17968.html	その他	補助金	町内にある個人住宅の新築・リフォーム・修繕などを行う所有者に対する補助 ①最大25万円 ※外構工事や家財の購入は対象外	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にある個人住宅もしくは併用住宅及び併存住宅の個人住宅部分 ②避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅 ③平成25年4月1日(特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日)以降に実施した再建工事であること ④申請者に町税等の滞納がないこと ⑤過去にこの補助金を受けていないこと

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町住宅清掃費補助金	https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/25482.html	その他	補助金	町内にある個人住宅の清掃を清掃業者を利用して清掃を行う所有者に対する補助 ①最大15万円 ※個人で行った清掃は対象外	次のすべての要件を満たす住宅 ①平成23年3月11日に居住していた方が、再び居住しようとして清掃を行う住宅 ②清掃業者を利用して清掃した住宅 ③避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅 ④平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日）以降に行った清掃が対象 ⑤申請者に町税等の滞納がないこと ⑥過去にこの補助金の交付を受けていない住宅
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金	https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/17969.html	省エネルギー化	補助金	町内の住宅等に再生可能エネルギー設備等（自家消費用）を設置する者に対する補助 ①太陽光発電システム 最大16万円（4万円/kW） ②HEMS 最大30万円（補助率1/2） ③蓄電池 最大30万円（3万円/kWh） ④V2Hシステム 最大30万円（補助率1/2）	次のすべての要件を満たす設備等 【共通要件】 ①自家消費用であるもの ②未使用品であるもの ③避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅等に設置するもの ③平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日）以降に設置するもの ④電力会社との電力需給契約が締結されているもの ⑤申請者に町税等の滞納がないもの ⑥過去にこの補助金の交付を受けた機器でないもの 【太陽光発電システム】 ①10kW未満のもの 【HEMS】 ①「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの 【蓄電池】 ①定置用のリチウムイオン蓄電池であるもの ②蓄電容量が10kWh未満のもの 【V2Hシステム】 ①（一社）次世代自動車振興センターに登録されているもの又は（一社）CHAdeMO協議会の承認を受けているもの
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金	https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/19530.html	その他	補助金	町内の住宅等の鳥獣被害対策費用の補助 ①最大10万円 ※上限に達するまで複数回申請可 ※農地や家庭菜園のみの対策は対象外	次のすべての要件を満たす被害対策 ①住宅等の建物またはその建物と一体となって対策可能な土地の被害対策であること ②新たに購入した資材の購入費、資材の設置費用、有害鳥獣の駆除費用であること ③平成25年4月1日以降に実施した対策であること ④申請者に町税等の滞納がないこと
葛尾村	住民生活課 住民生活係 (0240-29-2112)	葛尾村合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	5人槽 442,000円 6～7人槽 566,000円 8人槽以上 877,000円	居住を目的とした住宅（店舗との併用住宅にあっては住宅部分の床面積が1/2以上であること。）に合併処理浄化槽を設置しようとする者。ただし、し尿と雑排水を合わせて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものであって、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽を設置しようとする者に限る。
葛尾村	地域振興課 地域整備係 (0240-29-2113)	葛尾村木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.katsurao.org/soshiki/3/mokuzoujuutaku-taisinnka-01.html	耐震化	補助金	耐震診断事業個人負担金6,000円	(1)所有者が自ら居住する住宅（用途が住居以外の独立した物置等は除く） (2)昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。））(3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4)過去に、この告示に基づく耐震診断を受けていない住宅 (5)市町村税を滞納していないこと。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
葛尾村	地域振興課 地域整備係 (0240-29-2113)	葛尾村木造住宅耐震改修事業	http://www.katsurao.org/soshiki/3/mokuzoujuutaku-taisinnka-01.html	耐震化	補助金	木造住宅の耐震改修工事費の一部を助成する。 一般耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ100万円以内の額 簡易耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ60万円以内の額 部分耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ60万円以内の額	(1)所有者が自ら居住する住宅(用途が住居以外の独立した物置等は除く) (2)昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む。)(3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
葛尾村	総務課 復興推進室 (0240-23-5200)	葛尾村住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金		省エネルギー化	補助金	【・設備名(補助率:補助上限額)】 ・住宅用太陽光発電設備(最大出力(kW)×10万円:50万円) ※定格出力10kW未満の設備が対象。 ・蓄電池設備(1/2:50万円) ・電気自動車(1/10:30万円) ・電気自動車等充電設備(1/4:15万円) ・太陽熱利用設備(1/2:50万円) ・風力・小水力発電設備(1/2:30万円) ・バイオマス燃料ストーブ設備(1/2:30万円) ・地中熱利用設備(1/4:50万円)	葛尾村に住所を有し、交付対象設備を村内の住宅に設置し自ら居住又は使用しようとする個人(当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)で以下(1)のいずれかに該当し、以下(2)のいずれにも該当しない者。 (1) ・交付対象機器を既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者 ・交付対象機器が設置された新築住宅を購入する者 (2) ・借りている住宅に設置する者(電気自動車の場合を除く。) ・村税等を滞納している世帯の者(生計を同一にするものを含む。) ・補助金の交付を2回以上受けている者 ・その他村長が補助金を交付することが適当でないと認める者
葛尾村	総務課 総務企画係 (0240-29-2111)	「来て、かつらお」住宅取得支援事業補助金	http://www.katsurao.org/soshiki/1/kiikaku-jutakusyutoku.html	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ○新築又は取得 最大70万円 ・基本額 取得費の1/2、最大 70万円 ○加算額 ・取得者が40歳未満の場合 10万円 ・子育て世帯 10万円 ・婚姻後3年未満の世帯 10万円	村内に5年以上定住する意思を持ち、補助対象住宅を取得する者で、次のいずれにも該当する者。 (1) 補助対象住宅に自ら居住する県外移住者であること。 (2) 当該補助対象住宅の所有者が2人以上の場合には、所有権保存の登記において、補助対象者の共有持分が2分の1以上であること。 (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から5年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。 (4) 定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、契約日前に移住準備等のため村内に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であり、かつ、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。
新地町	都市計画課 住宅係 (0244-62-2113)	高齢者にやさしいすまいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	該当住宅改修に要した費用の額に100分の90を乗じて得た額とし18万円を限度とする。	助成対象とする住宅改修は、介護保険法第45条に規定する住宅改修とする。 60歳以上の高齢者(介護保険法の規定により要介護又は要支援と認定されたものは除く)
新地町	都市計画課 住宅係 (0244-62-2113)	新地町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造住宅に診断者を派遣する。 自己負担金 6,000円	対象用途:戸建(木造) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 過去にこの要領に基づく耐震診断を受けていない住宅 新地町に住民登録されている方 町内に自ら居住する住宅の所有者 町税を完納している方
新地町	都市計画課 住宅係 (0244-62-2113)	新地町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	木造住宅耐震改修費用の補助。耐震改修工事に要した費用の助成 ・一般耐震改修:1,000,000円を上限として、工事費用の1/2以内 ・簡易耐震改修:600,000円を上限として、工事費用の1/2以内 ・部分耐震改修:600,000円を上限として、工事費用の1/2以内	対象用途:戸建(木造) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 平成17年7月1日付けの福島県木造耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないもの(上部構造評点が1.0以上とすること) 新地町に住民登録されている方 町内に自ら居住する住宅の所有者 町税を完納している方 補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
新地町	都市計画課 住宅係 (0244-62-2113)	新地町ブロック塀撤去支援事業		耐震化	補助金	危険ブロック塀の撤去補助として撤去費用の2/3の額。10万円を上限。	町内に存する危険ブロック塀等を所有していること 危険ブロック塀等：町内に存するブロック塀等で道路に面し、かつ道路等の路面から高さ1.2メートル以上で次のいずれかの状態のもの ア：傾斜、ひび割れ等があり、倒壊する恐れがある状態 イ：建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第61条又は第62条の8に規定する技術的基準に適合しない状態 町税(昭和29年新地町町税条例第3条に規定する町税をいう)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと
新地町	都市計画課 下水道係 (0244-62-2113)	合併浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置に要する費用(単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を完全に撤去するために必要な工事費用を含む)で、以下に定める額を限度とする。 1. 5人槽 332,000円 2. 7人槽 414,000円 3. 10人槽 548,000円	合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
新地町	都市計画課 住宅係 (0244-62-2113)	「来てしんち」住宅取得支援事業		住宅新築・取得	補助金	新地町に移住し住宅を取得する子育て世帯又は新婚世帯の方に対し、住宅の建築又は建売住宅を購入した場合、経費の一部を補助するもので、最大100万円の補助。	令和4年1月1日以降に住宅の建築又は建売住宅を購入する契約を締結し移住すること。 住宅取得の契約日以前1年間本町に住民登録がなく、住宅取得の翌年度から3年以上継続して補助対象住宅に定住すること。 子育て世帯(中学生以下の子供を扶養している世帯。又は妊娠中の子がいる世帯)又は新婚世帯(夫婦の年齢の合計が90歳以下で婚姻後5年以内の世帯)であること。 世帯全員が町税等の滞納がなく、かつ暴力団員等でないこと。
新地町	都市計画課 住宅係 (0244-62-2114)	新地町屋根耐風改修促進事業		耐震化	補助金	1. 全面改修工事に係る経費の23%の額 2. 全面改修工事面積1平方メートルあたり5,520円を乗じた額 いずれか少ない方の金額を補助金として交付	1. 新地町の住民台帳に記録されており、対象住宅(自己の居住のように供するもの)を所有している者 2. 屋根が地震等で被災しており、新たに緊結した方法(国土交通省告示1435号により改正された規定に適合するもの)により全面改修(金属屋根やスレート等への全面改修も含む)を行う者 3. 町税等の滞納がない者
飯館村	住民課 住民係 (0244-42-1618)	浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	○設置費 ・新設 5人槽⇒168,000円 7人槽⇒207,000円 10人槽⇒276,000円 ・転換 5人槽⇒332,000円 7人槽⇒414,000円 10人槽⇒548,000円 ○撤去 単独処理浄化槽⇒45,000円 汲取り便槽または合併処理浄化槽(被災)⇒30,000円	・新設：新築及び更地にした上での建て替えの場合及び転換に対象外の場合 ・転換：合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又は汲取り便槽からの転換で、既存の建物の一部又は全部が残される場合
飯館村	健康福祉課 福祉係 (0244-42-1633)	介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給		バリアフリー化	補助金	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を支給。 20万円上限(1割が自己負担、一定以上の所得者は2割)	・要介護認定を受けた者 ・要介護1から5、要支援1及び2
飯館村	健康福祉課 福祉係 (0244-42-1633)	高齢者快適住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を支給。 ・介護保険受給者 上限30万円 ・その他 上限50万円	・要介護認定を受けた者 ・要介護1から5、要支援1及び2 ・60歳以上の高齢者で住宅改修が必要な者

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
飯舘村	建設課 建設管理係 (0244-42-1624)	飯舘村木造住宅耐震診断者派遣 事業		耐震化	補助金	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担：7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建設された戸建て住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・過去に村の要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅 ・市町村税を滞納していないこと
飯舘村	村づくり推進課 企画定住係 (0244-42-1622)	飯舘村移住定住支援事業	https://www.village.iitate.fukushima.jp/site/iju/3782.html	住宅新築・ 取得	補助金	村内への移住者向けの補助事業 ①住宅新築時 最大500万円補助 ②空き家購入時 最大200万円補助	次の①～⑤の要件をすべて満たしている方 ①平成23年3月1日時点で飯舘村に住民票がない方 ②平成29年3月31日以降に飯舘村に住民票を移した方 ③村に定住する意思のある方（転勤等で一時的に村に居住する方は対象外） ④移住前の住所地において税金等を滞納していない方 ⑤本人および同居人が暴力団員・暴力団関係者でない方